

三木町農業委員会
令和3年3月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会
令和3年3月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和3年3月19日
(会議時間) 13:30～15:00
(開催場所) 三木町農村環境改善センター 農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 18名

1番 松田 隆雄 (欠席)	11番 高重 浩二
2番 香西 茂知	12番 白井 敏雄
3番 古市 哲	13番 吉原 博
4番 藤澤 勇一	14番 中川 詰郎
5番 鎌倉 茂雄	15番 横山 良秀
6番 溝渕 常雄	16番 岡田 久
7番 川田 正憲	17番 鎌倉 守
8番 鈴木 勤	18番 溝渕 廣明 (会長職務代理)
9番 小川 正則	19番 高尾 壽一 (会長)
10番 鎌倉 博之	

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 谷洋司主任主事
5. 谷井直人主事
7. 森岡隆一係長

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善認定申請について

(4) 青年等就農計画認定申請について

(5) その他

事務局

それでは、3月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等11件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。また本日は、農業経営改善計画認定申請と青年等就農計画認定申請につきましてもご審議いただけたらと存じます。本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、小川委員と鎌倉博之委員をお願いいたします。それでは会長よろしくをお願いします。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が4件と報告案件が1件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、農業経営改善計画認定申請及び青年等就農計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字池上 1筆 1,761㎡
地目：田1筆
譲渡理由：農業廃止
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号2 申請地：鹿庭字打木 4筆 1,004㎡
地目：田2筆、畑2筆
譲渡理由：労力不足
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転贈与

番号3 申請地：上高岡字安楽寺 4筆 2,396㎡
地目：田4筆
譲渡理由：農業廃止
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1については、譲渡人の農業廃止により、経営規模拡大をはかる譲受人との話がまとまり売買するものです。下限面積等も問題ありません。

番号2について説明します。

番号2については、譲渡人の労力不足により、親類である譲受人へ贈与するものです。下限面

積等も問題ありません。

番号3について説明します。

番号3については、農業廃止する譲渡人が近隣で営農している譲受人に売買するものです。下限面積等も問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの補足説明がありましたらお願いします。

7番委員

番号1については、譲渡人が高齢で近くの人に耕作をしてもらっていましたが、隣接地の人に譲ることにしました。問題はないと思います。

16番委員

番号2については、譲渡人の妻と譲受人の妻が姉妹です。特に問題はありません。

番号3については、申請地は山大寺池のすぐ北になります。譲受人が田んぼをするということで特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字深谷 1筆 540㎡
地目：田1筆

現 況：田1筆
目 的：資材置場
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申 請 地：池戸字馬場 2筆 2,580㎡
地 目：田2筆
現 況：田2筆
目 的：特定建築条件付売買予定地二階建
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申 請 地：氷上字花丸 1筆 277㎡
地 目：畑1筆
現 況：雑種地1筆
目 的：住宅2階建 1棟 66.33㎡
カーポート平屋建 1棟 36㎡
権利の種類：所有権移転売買
併 用 地：堤等16.60㎡
造成時期：平成15年頃から

番号4 申 請 地：氷上字花丸 2筆 277㎡
地 目：畑2筆
現 況：雑種地2筆
目 的：住宅2階建 1棟 72.43㎡
カーポート平屋建 1棟 36㎡
権利の種類：所有権移転売買
併 用 地：堤等166.60㎡
造成時期：平成15年頃から

番号5 申 請 地：氷上字花丸 1筆 13㎡
地 目：畑1筆
現 況：雑種地1筆
目 的：水路用地
権利の種類：所有権移転売買
併 用 地：宅地等657.60㎡
造成時期：平成15年頃から

番号6 申 請 地：氷上字西ツフロ木 1筆 343㎡
地 目：田1筆
現 況：田1筆
目 的：住宅平屋建

権利の種類：所有権移転贈与

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：池戸字深谷 3筆 2, 465㎡
地目：畑3筆
変更前：太陽光発電設備
変更後：太陽光発電設備
用途廃止農道 23㎡

番号2 申請地：池戸字香蓮寺 1筆 448㎡
地目：田1筆
変更前：貸住宅平屋建・車庫・物置
変更後：貸駐車場

番号1について説明します。

番号1は令和2年9月30日に許可を受けておりますが、当初の計画では、農道を残す計画でしたが、用途廃止をして併用地とするため、計画変更をするものです。

番号2について説明します。

番号2は貸住宅を建てる予定で昭和60年10月26日に許可を受けておりましたが、貸駐車場として計画を変更するものです。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

15番委員

それでは、現地調査の報告を行います。3月分の農地法関連の申請について去る、令和3年3月11日(木)の午前9時から5条申請6件、5条申請の事業計画変更申請2件につきまして、高尾会長、溝渕会長職務代行者、岡田委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請 番号3、4、5です。これらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員からの補足説明をお願いします。

5条申請番号1は、場所的には位置図の周りに目立つものがないのですが、深谷の入っていったところの、材木屋の東側になります。ここを近くでソーラーを行っている譲受人が、資材置場がないため、資材置場として利用するため、所有権移転売買をするということです。道も結構広いので問題ないと思います。

4番委員

5条申請番号2は、位置図を見てください。西側の申請地の北側に2m幅の農道が通っています。2mの農道では、大型の農機具では通りにくく、擁壁を建てられるとますます通りにくくなるということで、地元から話がありました。地元の要望としては、2mの農道に1m足して3mの農道として確保してほしいとのことで、それを満たすように業者とも話がついております。

11番委員

5条申請番号3、4は、平成15年頃から畑に花崗土をとかを置いて、そのまま放置した状態で、現在雑種地になっております。そこに、譲受人である子どもたちが家を建てるということです。

5条申請番号5は、番号3、4の排水を流すための水路用地です。特に問題はないと思います。

14番委員

5条申請番号6は、譲受人は、譲渡人の甥になります。譲受人が住宅を建てるということで、排水関係とか水利組合とかも問題なく解決しています。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

私から、5条申請番号6について、位置図を見ると申請地が西に細長くありますが、これ水道を引くためにこれだけ必要ということで今回の対象としているのですか。

14番委員

はい、そうです。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が9件、再設定が17件、転貸5件で合計31件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件

を満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。
私からですが、番号31は農地所有適格法人なのですか。

事務局

そこまでは把握できていません。定款等は添付されており、問題はない法人と思われま

会長

現状、高松で4反しているわけですね。

事務局

農地機構に確認したところ、4月1日からの借り入れで4反程度を農地機構を通じて借り入れ
があると聞いております。

3番委員

もう少し詳細を教えてください。麦と露地野菜とありますが、露地野菜は何ですか。

事務局

何の野菜を作るのかまでは確認できていないため、農地機構に確認させていただきます。構成
員につきまして、10名で構成されており、認定農業者という形で農地機構が確認してありま
す。認定農業者の資料はついておりませんでした。

会長

農地機構を通じて借りるとしても、三木町では初めてですので、できるだけ資料等の確認をす
るようになしてください。
他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画につ
いて、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：井上字池上 1, 761 m²

地 目：田1筆

解約日：令和3年2月28日

解約理由：売買のため

番号1について、3条申請番号1の案件になります。売買のために解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、農業経営改善計画認定申請についてありがとうございます。この認定申請につきましては、認定農業者制度に基づくものであります。認定農業者制度は農業者が農業経営強化促進基本構想に示された農業経営の関連付けて、自ら創意工夫に基づき経営改善を進める計画を市町村に提出し、これらの認定を受けた農業者に対し、重点的に支援措置を講じようとするものでございます。今回の申請につきましては、令和3年3月29日、4月1日に計画の作成相談会を実施いたしました。当日は認定申請者ご自身の意思による5年後の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものでございます。早速ではあります、本題に入りたいと思います。お手元にお配りしております資料をご覧ください。こちら6経営体の更新、4経営体の新規の申請となっております。

(資料読み上げ)

三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

10番の方ですが、作付面積が間違っていないですか。

事務局

記載ミスです。桁が間違っています。

2番委員

目標の額は純利益ですか。

事務局

目標の農業所得は、申告後の農業所得です。売り上げから経費を引いた残りになります。

13番委員

10番の方ですが、ナスの生産量がおかしいのではないですか。

事務局

作付面積が一桁ずれております。ナスの単収の値が農協で提示されているのが、反当り800kgとなっております。

4番委員

事務局、委員さんから質問が出ていますが、値がどうだこうだと。結局、結論が出て我々もそうかとなんだけれども、それは基本的にちゃんとしなないとイケませんね。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、続きまして、青年等就農計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

これまで、香川県が行っていた認定就農者制度については、平成26年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、三木町が認定することになり、これに合わせて平成26年10月8日に三木町認定新規就農者認定要領の制定を行っております、なお、今回につきましては、新規1件の青年等就農計画認定変更申請がありました。

(資料読み上げ)

同要領第5条第1項に基づく認定審査を今回の定例会におきまして、お願いするものです。どうぞよろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。
私からですが、この方は今後貸し借りが出てくるのですか。

事務局

議案第4号の番号27で、農地機構を通じて借りるようになっています。

18番委員

1筆で4反ありますね。

事務局

作付面積は、ハウスの建築面積としています。

18番委員

ハウスを建てるのに補助金を受けると思いますが、補助率はどれくらいですか。

事務局

県からは、既存の補助制度が続きますと、かがわ園芸産地活性化基盤整備事業が讃岐産フルーツの場合に限りますが、上限が750万円で補助率が1/2という制度になっております。

18番委員

4月からハウスの工事にかかるのですか。

事務局

ハウスが県の補助手続きが先にはしるので、採択と交付決定が下りて、5月過ぎてからになる可能性もあります。ただ、定植の時期も関係するので、例年苺のハウスは8月末までの工程で建てさせるような計画で進めるようにしています。

会長

他にありませんか。

それでは、頑張ってくださいということよろしいですか。

委員一同

(了承)

会長

その他ですが、何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和3年3月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____